

国立大学法人山梨大学個人情報開示に係る請求手数料等に関する要項

制定 平成17年4月1日

第1条 この要項は、国立大学法人山梨大学個人情報保護規程（以下「規程」という。）第26条に基づき、国立大学法人山梨大学の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の開示請求（以下「個人情報の開示請求」という。）に関する手数料等を定めるものとする。

第2条 個人情報の開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）は手数料として、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円を納付するものとする。

2 前項の納付については、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 現金（現金書留によるものを含む）
- (2) 銀行振込

3 前項に係る費用については、開示請求者の負担とする

第3条 前条に定めるもののほか、医学部附属病院における診療情報の提供に関しては、山梨大学医学部附属病院諸料金規程に基づくものとする。

第4条 開示請求者は、送付により保有個人情報の開示を求める場合にはそれに要する費用を負担するものとし、郵便切手で納付するものとする。

附 記

この要項は、平成17年4月1日から実施する。